

**令和7年度岡山県“男性育休が当たり前な社会へ”男性育児休業取得等促進事業
(経営層向けセミナー事業) 業務委託に関する参加表明及び企画提案を求める公告**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和7年3月3日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 委託業務名
令和7年度岡山県“男性育休が当たり前な社会へ”男性育児休業取得等促進事業
(経営層向けセミナー事業)
- (2) 委託業務内容
令和7年度岡山県“男性育休が当たり前な社会へ”男性育児休業取得等促進事業
(経営層向けセミナー事業) 業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに
- (3) 委託期間
契約締結日から令和8年3月19日
- (4) 委託金額
金7,562,500円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

2 企画提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 過去5年度(令和元年度～令和5年度)以内に、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に関する業務について、国、県又は地方公共団体との契約実績を有し、誠実かつ確実に契約を履行した実績があること。
- (2) 岡山県内に本店、支店又は主たる事務所を有する法人であること。
- (3) 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、経理事務を確実に処理できる体制が整備されていること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (6) 入札参加資格者名簿の業務種目「大分類9 その他(情報通信サービスを除く)」の中の、「小分類4 研修業務」に登録した業者であること。
- (7) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。

いこと。

- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 委託契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課

住 所 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電 話 086-226-0553

F A X 086-234-5924

E-mail jinken-danjo@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 企画提案参加手続等

- (1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本告示の日から令和7年3月14日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県県民生活部人権・男女共同参画課のホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/355/>

からダウンロードすることもできる。

- (2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出書類

①企画提案参加資格確認申請書（様式1）

②過去5年度以内のワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に関する事業実績説明書（様式2）

イ 提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時まで（閉庁日を除く。）

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限ることとし、上記イの提出期限までに必着とすること。）

- (3) 企画提案参加資格要件の審査

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和7年3月18日（火）までに「参加資格不適合通知書」により結果を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加

することができない。

(4) 企画提案についての質問の受付及び回答

ア 受付期間

本告示の日から令和7年3月18日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 受付方法

「質問・回答書」（様式3）を電子メールで上記3へ送信すること。
送信後は、必ず電話で宛先へ届いていることを確認すること。
電話又は口頭による質疑には応じられない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、岡山県県民生活部人権・男女共同参画課のホームページで行う。

エ その他

選考に関し、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 企画提案詳細

(1) 企画提案事項

- a 業務実施方針、業務実施計画、業務実施体制
- b 想定する講座テーマ
- c 講師

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- a 企画提案書の提出について（様式4）
- b 企画提案書、その他企画提案内容を説明するために必要な書類
（様式は任意とし、A4判とする。縦横自由。枚数制限なし。ページ番号を打つこと）
- c 経費見積書（様式5）
見積書の内訳は、項目ごとにできる限り詳細に記載すること。
- d 提出者の直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計画書又はこれらに類する書類
- e 「団体案内」等、応募者の事業内容の概要がわかるもの
- f 県税納税証明書（岡山県税の滞納がないことの証明。令和7年1月1日以降に取得したもの）

イ 提出部数

上記6(2)アに掲げる提出書類のうちa～c：正本1部、副本6部
上記6(2)アに掲げる提出書類のうちd～f：正本1部

ウ 提出期限

令和7年3月21日（金）午後5時まで

エ 提出場所

上記3の場所と同じ

オ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限ることとし、

上記ウの提出期限までに必着とすること。)

(3) 企画提案書の説明

ア 説明日時 (予定)

令和7年3月25日(火)午後

イ 説明会場

上記3の場所と同一の建物内又は近隣の場所

ウ 説明時間

20分以内(時間の超過は認めない。)。このほか、質疑応答の時間を設ける。

エ 説明者

2人以内とする。

※ 説明日時・会場等の詳細は、おって企画提案参加者に連絡する。

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

複数の選考委員で構成する審査会において、別に定める審査基準に基づき、上記6による書類等の内容により審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果

審査後、速やかに書面により通知する。

(3) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された企画案を基本として当該事業者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(4) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

(5) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

8 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

(1) 企画提案に参加する資格のない者及び上記5(2)イの期間までに所定の企画提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。

(2) 提案書が、上記6(2)ウの提出期限を越えて提出されたとき。

(3) 積算内訳書が、仕様書の条件を満たさないとき。

(4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。

(5) 提案者が、上記2に定める企画提案に参加できる者の資格を喪失したとき。

(6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

(1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。

(2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。

(3) 提案書の作成及び提案に関する説明(プレゼンテーション)に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

- (4) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 審査経過については公表しない。
- (7) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。
なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (9) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。
- (10) 岡山県の令和7年2月定例県議会において、当該事業の予算が議決されなかった場合は、契約を締結しない。この場合、上記(4)と同様に県は提案に要した費用を負担しない。
- (11) 契約締結時期は、令和7年4月1日とする。